

## 日本大学医学研究科授業料軽減に関する取扱

平成19年 9月12日制定  
平成20年 4月 1日施行  
平成27年 3月18日改正  
平成27年 4月 1日施行

- ② 学則に違反する行為があつたとき。
- ③ 学業成績又は素行が著しく不良となつたとき。
- ④ 第2条に該当しなくなつたとき。
- ⑤ 事門医認定学会の身分を喪失したとき。
- ⑥ 改姓、転居その他一身上の変動に関する報告を怠つたとき。
- ⑦ その他取消しに相当する理由があつたとき。

- 2 前項により授業料の軽減を取り消された者は、所定の授業料を納入しなければならない。
- 3 第1項の休学による軽減措置の取消しを受けた者が復学したときは、本人からの申し出により当該措置を復活することができます。

(目的)  
第1条 この取扱は、日本大学大学院医学研究科に医療系大学院のカリキュラムを設定するに当たり、当該学生に対する経済支援の観点から授業料の軽減を行い、もつて優れた研究能力等を備えた臨床医の育成を目的とする。

(軽減の対象)  
第2条 授業料軽減の対象者は、日本大学大学院医学研究科（以下医学研究科という）に入学し、横断型医学専門教育プログラム（専門医取得プログラム）を選択した者とする。

(軽減額)

第3条 この取扱の適用により、所定の授業料の半額を軽減する。

(申請手続)

第4条 授業料の軽減を希望する者は、毎年度、授業料軽減申請書（別様式）に専門医認定学会入会証明書を添付し、所定の期日までに医学研究科長に申請するものとする。ただし、2年目以降については、専門医認定学会入会証明書の添付を必要としない。

(軽減の決定)

第5条 授業料軽減の決定は、申請書に基づき医学研究科分科委員会（以下分科委員会といふ）の審議を経て、医学研究科長が行う。

(軽減の期間)

第6条 授業料軽減の措置は、毎年度の申請により最短就業年限の4年間適用する。

(軽減の取消し等)

第7条 研究科長は、授業料の軽減を受けている者が次の各号のいずれかに該当した場合は、分科委員会の審議を経て、当該措置を取り消すものとする。  
① 休学又は退学したとき。